

共同受付に関するQ&Aを掲載します。(R4.9.1現在)

種別	書類No.	質問	回答
共通	1	栃木県への登録は必須ですか。	原則、必須となります。
	2	電子申請の方法が不明です。	栃木県電子申請システム操作マニュアルを参照してください。不明な点がありましたら、栃木県県土整備部監理課へお問い合わせください。
	3	今回の定期受付期間に間に合わなかった場合、登録は出来ますか。	随時受付を予定しています。随時受付も共同受付となりますので、県の日程を確認してください。
	4	共同受付に関する手引きは、窓口に行かなければならないですか。	足利市のホームページからダウンロードできます。
	5	電子入札番号の申請はどのようにすればいいですか。	足利市に提出する書類に電子入札業者番号交付申請書を同封してください。足利市契約管財課「足利市電子入札」のページからダウンロードできます。
	8	認定はどのようにになりますか。	栃木県、足利市で別々の認定となります。
	9	栃木県への申請では、草刈業務・側溝清掃業務が選択できますが、足利市でも受付けていますか。	足利市では、令和4・5年度入札参加資格申請（物品購入・業務委託等）での随時受付としています。共同受付では受付けていませんのでご注意ください。

建設工事の個別書類に関するQ&Aを掲載します。(R4.9.1現在)

種別	書類No.	質問	回答
建設工事	1	建設工事として登録していた「下水道管清掃工事」はどのようになりますか。	建設工事関連業務「その他」での登録をお願いします。
	2	下水道管清掃工事について、契約書、契約約款、現場代理人、前払金等はどのような取扱いになりますか。	従前どおり、建設工事としての取扱いとなります。
	3	No. 3 暴力団等の排除に関する誓約書について、代表者の住所は自宅の住所を記載するのですか。	代表者の自宅の住所を記載してください。
	4	No. 4 市税の納付状況等確認に関する同意書は提出しなくても良いですか。	提出は任意です。 ただし、市税の納付状況の確認が必要なため、同意書を提出しない場合は市税に未納がないことの証明書の提出が必須となります。(証明書の発行には手数料が掛かります。)
	11	No. 6 年間委任について、県へ申請した委任先と足利市へ申請する委任先を別々にすることは可能ですか。	可能です。その場合、No. 6を提出してください。
	12	No. 6 委任先の業種その他、本社で持っている業種を申請することは可能ですか。	委任先のみ業種になります。
	13	No. 8 消防団協力事業所認定状況等報告書で報告する団員の健康保険被保険者証は必要ですか。	必要です。
書類名 No. 3 暴力団等の排除に関する誓約書 No. 4 市税確認書類 No. 6 年間委任状 No. 8 消防団協力事業所認定状況等報告書			

建設工事関連業務の個別書類に関するQ&Aを掲載します。(R4.9.1現在)

種別	書類No.	質問	回答
建設工事 関連業務	1	今まで、下水道管調査や上水道管漏水調査で登録をしていました。今回、どの区分で登録をすれば良いですか。	手引きに記載されている業務区分イ～ホ以外の業務については、全て「へ その他」として登録してください。今回の質問の場合、「へ その他」を選択し、その他の内容に業種名を入力してください。
	2	例えば測量の申請の場合、小分類として一般測量や地図の調製などを選択する項目がありますが、足利市の登録はどうなりますか。	共同受付においては、県の登録に合わせて行う必要があるため、県の申請条件に合わせて申請してください。ただし、足利市での登録は、従来とおり、測量として登録になります。
	3	No. 3 暴力団等の排除に関する誓約書について、代表者の住所は自宅の住所を記載するのですか。	代表者の自宅の住所を記載してください。
	4	No. 4 市税の納付状況等確認に関する同意書は提出しなくても良いですか。	提出は任意です。ただし、市税の納付状況の確認が必要なため、同意書を提出しない場合は市税に未納がないことの証明書の提出が必須となります。(証明書の発行には手数料が掛かります。)
	6	No. 5 年間委任について、県へ申請した委任先と足利市へ申請する委任先を別々にすることは可能ですか。	可能です。その場合、No.5を提出してください。
書類名 No. 3 暴力団等の排除に関する誓約書 No. 4 市税確認書類 No. 5 年間委任状			